

水道事務所からのお知らせ

問 水道事務所 Tel 62-4171

大雨による河川の急激な濁りで処理が追い付かなくなることや、管工事での断水などで一時的に水道水が濁ることがあります。

また、水温が高くなる時期に河川の水が少なくなったり、降雨などで土壌の成分が流れ出したりすることで、植物性の有機物や鉄・マンガンなどの鉱物が河川の水に多く含まれるようになります。これらは水道水に黄みがかった緑色あるいは茶褐色の色

が見られる原因となります。色の要素は自然由来の成分によるもので健康面に害を与える影響はありませんが、色が出やすくなる時期は消火栓などで水を抜く管理作業の回数を増やしています。

皆さまに安心して快適に水道水を使用していただけのように、定期的な管理作業や浄水施設の能力向上に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力のほどお願いします。

濁りは「濁度」で表し水道水の水質基準は2度以下と定められています。色の濃さは「色度」で表し、水質基準は5度以下です。水道法で定められている定期の水質検査は基準を満たしており、検査結果は湯浅町ホームページで公表しています。

皆様へのお願い

道路等へ張り出している草木などの管理について

問 産業建設課 管理係 (18番窓口) Tel 64-1124

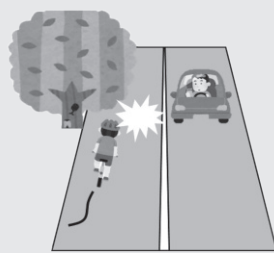
道路を適切に管理する上で、住民の皆様の協力が大きな支えとなっています。

草木が道路に張り出すことにより、通行に支障を与えるだけでなく、標識や周りの道の状況が見えづらくなり、交通事故の原因となります。

また、夏から秋にかけての季節は草木がよく成長し、台風・大雨等の災害も多く発生します。倒木の危険性もあり、避難経路の確保が困難にな

る状況も考えられます。

こういった、事故やトラブルを未然に防止し、皆様が安心して生活するためにも、道路上に張り出した草木などは所有者の責任として枝切り等の適切な管理をお願いします。



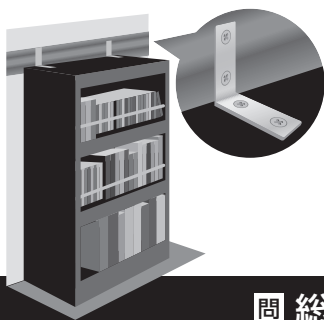
家具の固定で安心！安全！

家具転倒防止器具設置事業

1世帯につき1回限りの設置で3台の固定ができます！

65歳以上の方、または身体・知的・精神障害者手帳をお持ちの方のいる世帯が対象となります！

設置費用
無料!!



問 総務課地域防災係 (16番窓口) Tel 64-1108